

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年2月23日(2006.2.23)

【公表番号】特表2002-505935(P2002-505935A)

【公表日】平成14年2月26日(2002.2.26)

【出願番号】特願2000-535426(P2000-535426)

【国際特許分類】

A 6 3 C 5/00 (2006.01)

A 6 3 C 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 C 5/00 C

A 6 3 C 5/04

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 ボードと、該ボードの上面にその長さのほぼ1/3に相当する距離だけ互いに離隔した位置に取り付けられた2つのピンディングから成り、該ボードは、内方へ湾曲した両側エッジ部分を有し、該ボードの幅は、18cmより大きい最小幅を有する中間部(6)より、両尖端(3)への遷移部(4,8)に位置する両端の方が幅が広くなっている、該両尖端は上向きに湾曲されており、随意選択として一方の端部の尖端の湾曲度が他方の端部の尖端の湾曲度より緩やかにされているスノーボードにおいて、

a) 該スノーボードは、その滑り面を構成するソール面を有し、該ソール面は、前記両尖端間で、前方部分(4-5)と中央部分(5-7)と後方部分(7-8)の3つの部分に分割されており、該ソール面(1)は、該3つの部分(4-5,5-7,7-8)の全部を含めた長手方向の中間部に延在する主要区域(1)を有し、ボードがベースに押圧されたとき平坦になり、該主要区域(1)は、その平坦な面を画定するのに十分な長さに対して該スノーボードの横断方向に4cmの最小幅を有すること、

b) 前記主要区域(1)の各側において、該スノーボードのソール面は、前記前方部分(4-5)と後方部分(7-8)に第2側方区域(2)を有し、該各第2側方区域(2)は、前記尖端への前記遷移部(4,8)の位置で少くとも4cmの幅を有すること、

c) 前記前方部分及び後方部分の、該スノーボードの一方の側に位置する前記第2側方区域の合計長さは、前記主要区域(1)の長さの少くとも1/10であること、

d) 前記第2側方区域(2)は、断面でみて(図2)実質的に直線を画定すること、

e) 前記第2側方区域は、剛性であり、ボードのエッジを立てない限り、地面に接触しないこと、

f) スノーボードの断面でみて前記第2側方区域が前記主要区域に対してなす角度は、前記中央部分(5-7)から前記両尖端への遷移部(4,8)に向かってほとんど増大しており、それによって、該第2側方区域又はその大部分が、ねじられており、該中央部分(5-7)から両尖端への遷移部(4,8)に向かって漸次地面から持ち上げられていること

を特徴とするスノーボード。

【請求項2】 前記主要区域(1)の幅は、少くとも6cmであることく請求項1に記載のスノーボード。

【請求項 3】 一方の側の前記第2側方区域(2)は、それと同じ側の前記主要区域(1)の長さの少くとも1/5である請求項1又は2に記載のスノーボード。

【請求項 4】 前記第2側方区域(2)は、前記主要区域(1)の平面に対してねじれられており、該スノーボードの断面でみて該第2側方区域(2)の該第主要区域(1)に対する角度は、前記中央部分(5-7)から前記両尖端への遷移部(4,8)に向かって5cmごとの長さ間隔で漸次増大している請求項1~3のいずれか1項に記載のスノーボード。

【請求項 5】 該ボードは、その長手軸線に関して対称である請求項1~4のいずれか1項に記載のスノーボード。

【請求項 6】 該ボードは、その長手軸線に関して非対称である請求項1~4のいずれか1項に記載のスノーボード。

【請求項 7】 該ボードは、その中心横断軸線に関して対称である請求項1~6のいずれか1項に記載のスノーボード。

【請求項 8】 該ボードは、その中心横断軸線に関して非対称である請求項1~6のいずれか1項に記載のスノーボード。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、上記ノルウェー特許第301964号に記載されたアルペンスキーの開発に基づいている。スキーもスノーボードもアルペン地形において滑降(ダウンヒル)スキー及び回転に用いられるものであるとしても、両者の間には大きな相異がある。その相異は、それらの2つの運動具(スキーとスノーボード)の設計上の相異と、それらの運動具の操作様態の相異に起因している。スキーの場合は、スキーヤーの体重は、片足づつを1つのスキーの中央部のビンディングに固定した状態で分配され、スキーは、その全長の少くとも大部分が細長く、比較的幅狭であり、中央部に圧力荷重をかけられると、ベースに対していろいろな位置をとることができる。これに対してスノーボードの場合は、プレーヤーは、両足を相当に幅の広いボード上に横断した位置に載せて身体全体の動きと、体重をボードの全部と後部の間に分配することによってボードを操る。ボードは、スキーより比較的幅広で短く、体重の分配も異なるので、スキーより高い剛性を有するばかりでなく、操縦される様態も異なる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明によるスノーボードは、特に、スノーボードの第2側方区域をねじる(らせん状に湾曲させる)ことを要件とするという点で上述した従来のスキーの構造とは異なる。ここで、「ねじる」とは、ボードの横断方向でみた、ベースに対する第2側方区域のねじれ角度をボードの中央部分から尖端の前方区域にまでほとんど増大させることをいう。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

スノーボードのエッジ区域のスチールエッジの湾曲度がきついほど、ジャンプ後着地し

たとき、特にほぼ平らに着地したとき、無制御の態様で脇へ滑る傾向が大きくなる。この点、本発明は、スノーボードの凹入湾曲がきついほど、より高い安全性を付与する。ボードを中心部分の全幅に沿ってほぼ平坦にすることによって、ボードが雪面に平らに当接したとき、かなりのエッジ把持力が得られる。ボードの前部と後部では、ソールの左右部分が上向きにねじられており、それによって、スチールエッジの食い込み作用を軽減するが、しかもなお、ボードは、回転の際に良好なエッジ把持力を発揮するような態様に形成されなければならない。従って、断面でみてスチールエッジ近くで湾曲している船形形状は、スチールエッジのところの曲げ角度が大き過ぎて良好なエッジ把持力を得ることができないので、不適当である。ボードの前部と後部のソールが3本の直線から成る断面(図2参照)を有するスノーボードは、ジャンプ後着地したときのスチールエッジの食い込み作用を軽減し、しかも、回転の際に良好なエッジ把持力を発揮する。